

気候変動適応策ワークショップ実施業務公募型プロポーザル 実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

気候変動適応策ワークショップ

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書に記載のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和7年2月28日まで

(4) 提案上限額

3,950,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当部署及び書類提出先

環境戦略部 カーボンニュートラル課 担当：中沢、坂

〒325-8501 栃木県那須塩原市共壱社108番地2

電話：0287-73-5651 FAX：0287-62-7500

e-mail：carbon-neutral@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
 - ・ 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。
 - ・ 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 事業公募開始	令和6年6月18日（火）
イ 参加申請書提出期限	令和6年7月 2日（火）正午まで
ウ 質疑書提出期限	令和6年7月 2日（火）正午まで
エ 質疑回答	令和6年7月 4日（木）
オ 企画提案書提出期限	令和6年7月18日（木）正午まで
カ 第一次選考	令和6年7月23日（火）
（4者以上の場合のみ）	
キ 第2次選考	令和6年7月26日（金）
（プレゼンテーション）	
ク 審査結果通知・公表	令和6年8月2日（金）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和6年7月2日（火）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加申請書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書（様式第2号） 1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（5）に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（3）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

- ア 提出期限 令和6年7月2日（火）正午まで（必着）
- イ 提出先 1（5）に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール
質疑書を添付し送付すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：気候変動適応策ワークショップ：+送信年月日[yyyymmdd] +（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和6年7月2日に質疑書を送付した場合

気候変動適応策ワークショップ実施業務：20240702株式会社△△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者へ回答書を添付した電子メールを返信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- オ 質疑回答予定日 令和6年7月4日（木）

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和6年7月18日（木）正午まで（必着）

イ 提出書類

- 1 履行実績等（様式第5号）
- 2 業務実施体制図（様式第6号）
- 3 企画提案書（様式第7号）
複数ページとなる場合は、ページ番号を付す。
提案書の掲載順序は、記載内容確認書と同様の順序で記載することとする。
- 4 価格提案書（様式第8号）
- 5 記載内容確認書（様式第9号）

ウ 提出方法 電子メール

原則、電子メールに添付し送付すること。なお、企画提案書等を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：気候変動適応策ワークショップ：+送信年月日[yyyymmdd] +（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和6年7月18日に提案書を送付した場合
気候変動適応策ワークショップ実施業務：20240718株式会社△△△△
エ 提出先 1（5）に同じ。

4 評価方法等

（1）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（2）評価方法

ア 提出された企画提案書及び見積書について、別表「評価基準」に定める評価基準により書面審査を行う。

イ 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点が高い者を契約候補者として選定する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

（3）1次選考

ア 参加申請者が4者以上のときは、事前に能力評価による1次選考を行い、その評価点が上位の3者において提案評価及び価格評価による2次選考を行う。

イ 1次選考の結果は、令和6年7月24日（水）までに電子メールにより通知する。

（4）2次選考（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和6年7月26日（金）を予定

提案者毎の集合時間・場所等については、別途通知する。

イ 提案者毎の時間は、25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は別途確保する。

ウ 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ 注意事項

①発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

②プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、紙での配布は行わない事とする。

④プレゼンテーションに当たり、市が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、持参すること。

⑤プレゼンテーションに参加する者は、新型コロナウイルス感染症感染予防対策を実施の上、来庁すること。なお、状況によっては、プレゼンテーションの実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書をより審査を実施する。

（5）結果通知

評価結果は、令和6年8月2日（金）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。